

所得基準額(2020年度)

所得基準額			
(万円)			
世帯人数	全額免除	半額免除	分納
1人	55	114	570
2人	79	182	910
3人	84	210	1,050
4人	91	228	1,140
5人	95	246	1,230
6人	100	260	1,300
7人	104	270	1,350
8人	109	281	1,405
9人	114	292	1,460
10人	119	303	1,515

必要経費 (給与所得者の場合)	
●算定式A(主な家計支持者) (万円)	
年間収入金額	控除金額
400以下	年間収入金額×0.2+214 (ただし収入金額が268未満の場合は、収入額と同額)
400を超え781以下	年間収入金額×0.3+174
781を超える場合	408

●算定式B(その他家計支持者)	
年間収入金額	控除金額
65以下	年間収入金額と同額
65を超え180以下	年間収入金額×0.4 (ただし控除額が65未満の場合は、65)
180を超え360以下	年間収入金額×0.3+18
360を超え660以下	年間収入金額×0.2+54
660を超え1,000以下	年間収入金額×0.1+120
1,000を超え1,500以下	年間収入金額×0.05+170
1,500を超える場合	245

特別控除額				
●A 世帯を対象とする控除 (万円)				
母子・父子家庭		99		
就学者 (本人を除く)	小学校	31		
	中学校	46		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	39	69
		私立	88	118
	高専 (1~3年次)	国公立	39	69
		私立	88	118
	高専 (4・5年次)	国公立	43	72
		私立	87	116
	大学	国公立	74	121
		私立	133	180
	専修(高等課程)	国公立	39	69
		私立	88	118
	専修(専門課程)	国公立	36	81
		私立	102	147
障害		99		
長期療養		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額		
主たる家計支持者の別居		別居のため特別に支出している年間金額(限度71万円)		
災害・被害		将来長期にわたって支出増・収入減になると認められる年間金額		

●B 本人を対象とする控除 (万円)		
	自宅通学	自宅外通学
国公立大学	23	70

減免・分納の決定は、下記の計算方法により算出した総所得額を所得基準額に当てはめることにより行う。

『総所得額』 = 「総収入額」 - 「必要経費」 - 「特別控除額」
 * 給与所得の場合は、「総収入額」=源泉徴収票の支払金額
 * 給与所得以外の場合は、「総収入額」-「必要経費」=確定申告書の所得金額

※給与所得者の必要経費算定については、収入の最も多い者に算定式A、その他の者には算定式Bを適用する。
 ※収入金額は万未満を切り捨て、控除額は万未満を四捨五入して適用する。

【算定例】 ○ 給与所得者の場合 家族構成: 父(会社員・支払金額480万円)、母(パート・支払金額200万円)、本人(自宅通学・収入なし)、公立高校生(自宅通学)

$$480 - (480 \times 0.3 + 174) + 200 - (200 \times 0.3 + 18) - 23 - 39 = 222$$

父の収入-必要経費 母の収入-必要経費 特別控除額 総所得額
 [算定式A] [算定式B] 本人・就学者

○ 給与所得者以外の場合 家族構成: 母(自営業: 所得金額200万円)、本人(自宅通学・収入なし)

$$200 - 23 - 99 = 78$$

所得額 特別控除額 総所得額
 本人・母子父子世帯

授業料免除は年度ごとに限度額が定められています。授業料免除限度額及び申請者数により、基準を満たしていても免除とならないことがありますので授業料納入の準備は事前に行っておいてください。